

南海トラフ地震応急対応マニュアルの改訂について

令和 2 年 11 月 19 日
広 域 防 災 局

令和 2 年 3 月に改訂した関西防災・減災プラン（地震・津波災害対策編）において、南海トラフ地震臨時情報発表時の時間差発生への対応について記載したこと等を踏まえ、南海トラフ地震応急対応マニュアルを改訂する。

改訂概要 … 別添のとおり

（主な改訂の内容）

- ① 南海トラフ地震の様々な発生パターンに応じた対応
- ② 後発地震への備えの対応
- ③ その他（帰宅困難者対策に係るタイムラインの整理等）

【参考】南海トラフ地震応急対応マニュアルの概要

1 趣 旨

- ・南海トラフ地震発生当初の初動緊急対応期において、関西防災・減災プラン、関西広域応援・受援実施要綱等に基づく災害対応を円滑に進めるためのマニュアルとして作成
- ・災害対応の進行に対応した優先業務を明らかにするとともに、広域連合災害対策本部、構成団体及び連携県における広域応援・受援業務のチェックリストとして活用

2 対象期間 発災直後から応援・受援実施体制が確立する概ね 1 週間後まで

3 策定時期 平成 28 年 3 月

1. 改訂の基本的な考え方

令和２年３月に改訂した「関西防災・減災プラン（地震・津波災害対策編）」において、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を示したこと等を踏まえ、臨時情報の発表があったときに関西広域連合としての的確な応援・受援が行えるよう、南海トラフ地震の様々な発生パターンに応じた対応を本マニュアルにおいて整理する。

2. 主な改訂内容

(1)南海トラフ地震の様々な発生パターンに応じた対応

南海トラフ地震が発生した場合の対応について、南海トラフの想定震源域の全領域で一体的に発生するL2(マグニチュード9)クラスの地震（パターン①）に備えることを基本とした上で、時間差発生の場合における対応についても整理し、追記した。

区分			想定される主な状況	求められる対応			応援活動の内容	※ 1 関西圏域の一部のみで先発地震が発生した場合には、関西圏域の残りの部分では後発地震への備えの対応をとる。 ※ 2 広域応援を要さない程度の災害対応がありうる ※ 3 他圏域に対する応援が求められる場合がある 【参考】 関西圏域で事前避難対象地域がある市町村	
				災害対応	応援活動	後発地震への備え			
①	南海トラフの想定震源域の全領域で一体的に発生した場合		M9クラスの地震の発生も想定され、関西圏域の広域にわたって大規模な被害が生じる	○	○		【緊急派遣チームの派遣】派遣予定県（福井、滋賀、鳥取）を中心とし、困難な場合は他府県からの派遣を調整 【カウンターパート支援】緊急派遣チームの派遣団体を中心とし、京都・大阪・兵庫・奈良は応援可能なことが判明した時点で応援府県に組み入れ 【圏域外への災害応援要請】圏域内のほとんどが被災し、応援体制が構築できない場合、圏域外に対し災害応援を要請		
②	関西圏域で先発地震が発生した場合		M8.0以上の地震が発生し、関西圏域の南部を中心に大規模な被害が生じる	○	○	※ 1			
③	時間差発生	他圏域で先発地震が発生した場合	関西圏域で被害が大きい場合	他圏域でM8.0以上の地震が発生し、関西圏域でも相当の被害が生じるとともに、後発地震への備えが求められる	○	○	○		【緊急派遣チームの派遣】派遣予定県（福井、滋賀、鳥取）を中心としつつ、他の派遣可能な府県についても調整 【カウンターパート支援】緊急派遣チームの派遣団体を基本に応援団体を決定（事前避難対象地域を有する三重、和歌山、徳島は後発地震への備えに留意） 【圏域内の後発地震への備え（住民の事前避難等）の応援】要請に応じて実施（南部3県が災害対応を行いながら事前避難等の対応に当たることに留意）
④			関西圏域で被害が小さい又はない場合	他圏域でM8.0以上の地震が発生し、関西圏域では被害が小さい又はないが、後発地震への備えが求められる	※ 2	※ 3	○		【圏域内の後発地震への備え（住民の事前避難等）の応援】要請に応じて実施 【他圏域への災害応援の検討】事前避難対象地域を有する三重、和歌山、徳島は自県の後発地震への備えを優先
									※ いずれも事前避難対象地域の設定について検討中の市町村

(2)後発地震への備えの対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震としてL2クラスの地震を想定し、臨時情報の種類に応じて下記の対応をとることを追記した。

臨時情報の種類	求められる対応	広域連合における対応	【参考】防災対応が必要となる異常な現象の類型	
巨大地震警戒	【期間】（半割れケース）地震発生から１週間 【対応】①日頃からの地震への備えを再確認 ②事前避難対象地域等において事前避難を実施	【体制の確立】地震発生に伴い設置される災害対策本部において対応するが、関西圏域の被害が小さく災害対策本部が設置されない場合は、対策準備室を設置 【後発地震に備えた応援・受援体制の検討】圏域内でのカウンターパート方式による具体的な応援先等を検討、広域応援の調整主体と連携強化 【住民の事前避難への対応】住民の事前避難の対応にあたる構成団体・連携県からの要請に基づく支援を実施 【府県民への備えの再確認の周知】地震への備えの再確認について注意喚起するメッセージを発出	ケース	現象
			半割れケース	南海トラフの想定震源域内のプレート境界の東西の半分においてM8.0以上の地震が発生した場合
巨大地震注意	【期間】①（半割れケース）巨大地震警戒対応期間経過後１週間 ②（一部割れケース）地震発生から１週間 ③（ゆっくりすべりケース）ゆっくりすべりの発生期間と概ね同程度の期間 【対応】日頃からの地震への備えを再確認 等	【体制の確立】同上（災害対策本部が解散した場合は対策準備室に移行） 【府県民への備えの再確認の周知】同上 ※ 巨大地震注意対応期間経過後も継続的な後発地震への備えを呼びかけ	一部割れケース	南海トラフの想定震源域内のプレート境界の一部においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフ想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合
			ゆっくりすべりケース	ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

(3)その他

- 令和元年９月に策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」を踏まえ、帰宅困難者対策に係るタイムライン（全体図、フェーズ票）を整理した。
- 広域応援の調整主体（総務省、全国知事会、指定都市市長会等）との連携体制の構築に係る項目を追記した。

